

⑥ 愛知県内の農業用水の取水実態及び使用実態の調査

⑥愛知県内の農業用水の取水実態及び使用実態の調査

1. 農業用水水利権の現状について

【事例：濃尾用水の場合】

- ・昭和34年の愛知県・岐阜県知事による当初許可を平成9年に変更同意
- ・その後10年が経過したため、現在変更協議中

(濃尾用水)

宮田、木津、羽島用水(岐阜県)からなる濃尾用水は、古くは木曾川の諸派川を利用し、それぞれ取水したが、江戸時代に入り、木曾川の河川改修が進むにつれ諸派川が締め切れ、水源を失ったため、木曾川に取水口を設け、水路を開削し現在の用水の現形ができあがった。

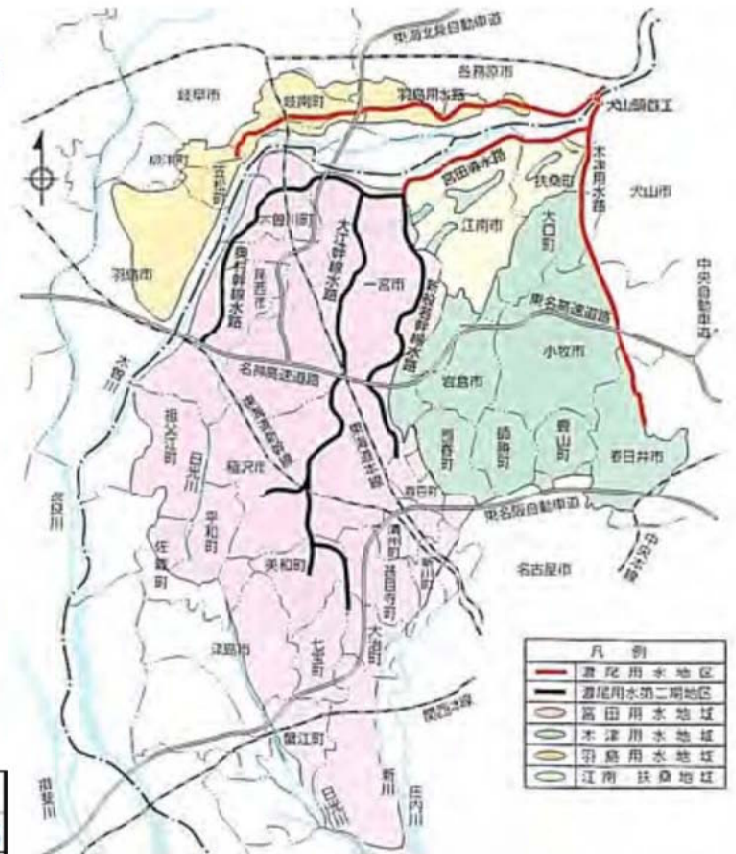
その後、国営濃尾用水事業により犬山頭首工が建設され、宮田・木津・羽島の3用水の取水口を合口し、取水の安定を図った。宮田用水では、国営濃尾用水第二期事業により幹線水路の用排水の分離がされている。

かんがい面積

種別	S34当初計画	H9変更許可	増減	現在変更協議中	増減
	S33年時点	S48年時点		H14年時点	
水田	20,492ha	15,450ha	△5,042ha	9,728ha	△5,722ha
畑地かんがい	1,578ha	1,268ha	△310ha	786ha	△482ha
計	22,070ha	16,718ha	△5,352ha	10,514ha	△6,204ha
最大取水量	51.14m ³ /s	51.06m ³ /s	△0.08m ³ /s	審査中	-

現行水利権(平成9年許可)

期間	3/26~	4/11~	4/21~	5/21~	5/26~	9/26~	10/16~
	4/10	4/20	5/20	5/25	9/25	10/15	翌年3/25
水利権量	11.45	14.89	31.38	34.40	51.06	48.87	1.19



出典：東海農政局(新濃尾農地防災事業所パンフレット)

1. 農業用水水利権の現状について

【農業用水の取水状況】

- ・ 水利権はかんがい期、非かんがい期等の期別パターンで設定

※ 年により気象条件、作付け条件が異なるため取水量は変動する。

